

法律用語の誤訳(?)について

大東文化大学法学部教授 松原 孝明

日本人はよく外国語の習得が苦手であると言われる。その理由はいろいろあろうし、そもそも日本人は外国が苦手ではないという意見もあるだろうが、昨年逝去された渡部昇一上智大学名誉教授は、日本人が苦手とする理由の一つとして、日本語ですべての学問が勉強できてしまうからだとして述べておられた。つまり、物理学、化学、医学、法学、政治学などあらゆる分野の専門用語を、先人たちが日本語に置き換えたために、日本語だけではほぼすべての学問を習得することができてしまうからだという。たしかに、ノーベル物理学賞受賞者の益川敏英京都大学名誉教授は外国語が大変苦手、ノーベル賞受賞式まで海外渡航の経験がなかったことは有名である。

法学においても、ほとんど法律上の用語はドイツ語やフランス語や英語を日本語に翻訳したものである。民法の物権変動のところなどででてくる、ドイツ語の *Auflassung* のようにかならずしも日本語の定訳のないものもあるが、先人たちは実にみごとに西洋の法律用語を咀嚼し、日本語へと置き換えていった。その置き換えの過程はかならずしもすべてが明らかではないが、たとえば明治19年10月から開始された法律取調委員会の審議の議事録などにその様子を垣間見ることができる(訳語の決定には箕作麟祥が大きな影響力をもっていたようだ)。ただ、2つのまったく異なる文化圏の言語の翻訳という作業においては、微妙な意味の「ずれ」が生じることは避けられない。また、「担保」「契約」「所有」など当該法律用語がドイツやフランスでは日常用語であるにもかかわらず、それに対応する用語が日本にはないために、新造せざるを得なかった用語も多い。

そのため、日本では法律用語の多くが純然とした専門用語(ジャーゴンと揶揄されることすらあるが)であり、一般の人々が理解しにくく、誤訳とまではいえないものの、ドイツ語やフランス語の本来の意味からしてこう訳したほうがベターだったのではと思われる用語も少なくないのも事実である。

たとえば、初学者に対して民法を教えていてそのように思うのが「法律行為」についてである。「法律行為」は *Rechtsgeschäft* の訳語であるが、*Recht* は「法律」として訳すべきでなく(「法律」という意味では本来 *Gesetz* が用いられ、*Recht* は「規範としての法」や「権利」を意味するのであるから)たとえば権利行為とか権利発生行為などと訳したほうが本来の意味としては理解しやすいのではないだろうか。また、「債務名義」も *Schuldtitle* の訳語であるであるが、*Title* にはたしかに「名義」という意味はあるものの、「権限」や「権限の証明書」という意味があることから、債務証明書などと訳したほうがこれもまた理解しやすいと思われる。これらは民法の用語の一例にすぎないが、他の法律分野の用語に対しても同じように感じておられる先生方も多いであろう。しかし、これらの用語はすでに日本の法学に定着して久しく、いまさら改める必要まではないと思われる。ただ、すでに民法総則を勉強して久しい3・4年の学生にそれらの用語の意味を問うてもほとんどともに答えられない現状を目の当たりにすると「～せば～まし」などと思わないでもない。

かつて初代司法卿江藤新平が、箕作麟祥に対し、「誤訳をも亦妨げず、唯、速訳せよ」と言って外国法の翻訳を督促したことは有名である。そのように誤訳をおそれずに迅速に西洋の法律を通り入れたスタンスと先人たちの涙ぐましい努力があったからこそ、驚異的ともいえるスピードで西洋を模した近代法治国家へと発展することができたのであり、少々の誤訳(?)があったからといって先人たちの功績が1ミリも薄れることはない。